記載例

婚　姻　届

平成　年　月　日届出

青森県北津軽郡中泊町 長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日
送付 平成 年 月 日 第 号	長印

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

		夫になる人	妻になる人
(1)	(よみかた) 氏名	なかざと　たろう 中里（氏）　太郎（名）	こどまり　はなこ 小泊（氏）　花子（名）
	生年月日	昭和 60年 12月 1日	昭和 59年 10月 31日
(2)	住所（住民登録をしているところ）	青森県北津軽郡中泊町大字 中里字亀山 4374 番地 1 号	夫に同じ 番地 番 号
	世帯主の氏名	中里 武夫	夫に同じ
	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	青森県北津軽郡中泊町大字 中里字亀山 4374 番地 1	青森県弘前市本町 53 番地
	筆頭者の氏名	中里 武夫	小泊 正
	父母の氏名 父母との続き柄（他の養父母はその他の欄に書いてください）	父 中里 武夫　続き柄 長男 母 松子	父 小泊 正　続き柄 二女 母 梅子
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☑夫の氏 ☐妻の氏 新本籍（左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 青森県北津軽郡中泊町大字 中里字亀山 4374 番地 1	
(5)	同居を始めたとき	平成 18年 2月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）	
(6)	初婚・再婚の別	☑初婚 再婚（☐死別 ☐離別 年 月 日）	☑初婚 再婚（☐死別 ☐離別 年 月 日）
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫✓ 妻 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻✓ 3.企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫 妻 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 夫 妻 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6.仕事をしている者のいない世帯	
(8)	夫妻の職業	（国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業	妻の職業
	その他		
	届出人署名押印	夫 中里 太郎 印	妻 小泊 花子 印
	事件簿番号		住定年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日

本届書中 字加入 字消除 字訂正 中里 小泊

婚姻届とともに住所を変更する時は転出証明書を持って役場に来ること
ただし休日、時間外に婚姻届を提出する場合は後日役場開庁時に転入届を出してもらいます。

本届書中 字加入 字消除 字訂正 中里 小泊

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに戸籍担当係で下調べをしておいて下さい。)
届書は、1通でさしつかえありません。
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍抄本（謄本）が必要ですから、あらかじめ用意してください。

証人		
署名押印	中里 武夫 中里 印	小泊 正 小泊 印
生年月日	昭和 24年 8月 5日	昭和 24年 11月 19日
住所	青森県北津軽郡中泊町大字 中里字亀山 4374 番地 1 号	青森県弘前市本町 53 番地 号
本籍	青森県北津軽郡中泊町大字 中里字亀山 4374 番地 1	青森県弘前市本町 53 番地

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

- 夫、満18歳、妻満16歳であること（未成年である時は父母の同意が必要）
- 1人1本の印鑑が必要
- 来庁者の本人確認を行っています
- 中泊町以外に本籍地がある人は戸籍謄本を添付
- 連絡先を記入（必ず連絡がつくところ）

◎ 署名は必らず本人が自署して下さい
◎ 印は各自別々の印を押して下さい
◎ 届出人の印を御持参下さい

連絡先
電話(　　)　　番
自宅・勤務先・呼出　　方

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。